

令和7年度 訪問看護経営相談事業実施要項

1 目 的

訪問看護事業所の経営や運営上の課題、運営管理全般について、相談助言することにより、訪問看護事業所のよりよい経営・運営につなげる。

2 相談体制・内容等

訪問看護総合支援センターに相談窓口を開設し、訪問看護認定看護師が対応します。人事・労務管理や契約トラブル等については、必要に応じ専門家(社会保険労務士等)を紹介します。

(1)訪問看護事業所の経営や運営相談

(2)訪問看護全般に関する相談

(3)必要時、訪問看護事業所へ出向き、現場での実地相談に対応

3 対 象

奈良県内の訪問看護事業所

4 実施方法等

(1)電話相談:原則として平日の9時から16時(年末年始・祝日を除く)

(2)面接相談:電話・FAX・メール予約。原則として平日の9時から16時(年末年始・祝日を除く)

(3)メール相談:訪問看護総合支援センターホームページのお問い合わせ入力フォームから24時間利用可能。

(4)相談期間:令和8年3月31日(火)まで

5 相談料

無料

6 その他

面接相談のFAXおよびメールによる予約は、別紙申込書を提出してください。

申込・問い合わせ

〒634-0074 橿原市四分町 252-1

奈良県看護協会 訪問看護総合支援センター 伊藤

TEL : 0744-25-8441 FAX : 0744-25-8442

E-mail:itoh@nara-houkanshien.jp